

瀬戸内市入札指名業者等選定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）に基づき、瀬戸内市が発注する建設工事の請負契約、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、その他の土木建築関係委託業務の請負契約又は委託契約（以下「委託契約等」という。）及び物品の売買、修理等の契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）及び随意契約の相手方とする者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量であって、土木建築に関する工事に係るものの請負又は受託を行う業務をいう。
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務 土木に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案又は助言を行う業務の請負又は受託を行うことをいう。
- (4) 地質調査業務 土木建設に関する工事に係る地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定を行うこと及びこれに付随する事項を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。
- (5) 補償関係コンサルタント業務 公共事業に必要な土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失を補償すること並びにこれらに関連する事項を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。
- (6) 建築関係建設コンサルタント業務 建築に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案又は助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。
- (7) その他の土木建築関係委託業務 前各号に掲げるもののほか、土木建築に関する調査、企画、立案又は助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。
- (8) 発注業務等 瀬戸内市が発注する工事、委託契約等及び物品の売買、修理等をいう。

(基本方針)

第3条 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成16年瀬戸内

市告示第3号)第7条、瀬戸内市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱(平成16年瀬戸内市告示第4号)第6条及び瀬戸内市物品の売買、修理等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱(平成16年瀬戸内市告示第5号)第6条の規定による入札参加資格を有する者から入札者を選定すること。

- (2) 発注業務等の施行及び契約の履行が確実かつ有利な者を入札者として選定すること。

(指名基準)

第4条 入札者のうち工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者については、瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第7条の表中の種類別欄に掲げる発注工事の種類別ごとに、同表の工事設計金額区分欄の区分に応じ、同表の級別業者欄に定める格付を有する者から選定するものとする。

- 2 市長は、工事の施工上必要な特許その他の特殊な技術、その他工事に対する地理的条件その他の事情を勘案し、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、上位の格付の業者又は直近下位の格付の業者を入札に参加させることができる。
- 3 入札者のうち委託契約等に係る指名競争入札に参加する者については、委託契約等を締結しようとする業務(以下「契約業務」という。)の適正な実施を確保するための業務遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、契約業務の内容に応じて、第2条に掲げる登録部門に係る資格を有する者のうちから選定するものとする。
- 4 契約業務がそれぞれ異なる登録部門の要素を複合したものである場合、指名業者等は、それらの要素のうち的主要な要素に該当する登録部門に係る資格を有する者でなければならない。
- 5 入札者の選定に当たっては、発注業務等の内容に応じて次に掲げる事項を十分審査するものとする。
 - (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
 - (2) 工事成績
 - (3) 過去の実績評価
 - (4) 契約状況及び手持ちの状況
 - (5) 技術者の状況
 - (6) その工事に対する地理的条件
 - (7) その工事の施工についての技術的適性
 - (8) 業務の難易度(技術的適性)
 - (9) 当該業務の遂行についての経験(類似業務の実績)
 - (10) 安全管理の状況
 - (11) 労働管理の状況

- (12) 地域貢献
- (13) 地場産業の振興

(随意契約の相手方)

第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号から第5号まで及び第7号の規定による随意契約の相手方は、第3条及び前条第5項の規定を考慮して選定する。

(選定手続)

第6条 入札者の選定に当たっては、瀬戸内市建設工事等入札調査指名委員会の調査審議を得た上で厳正に行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

第4条第5項関係運用基準

指名基準の留意事項	
1 経営能力及び不誠実な行為の有無 その他信用状況	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。
	(1) 瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成16年瀬戸内市告示第9号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止等期間中であるとき。
	(2) 発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められるとき。 ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと、工期を遵守しないこと、施工体制台帳の写しを提出しないことなど請負契約の履行が不誠実であること。 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
	(3) 発注業務等に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められるとき。
	(4) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められるとき。
	(5) 経営状況に関し、次に掲げる事項に該当しているとき。 ① 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前である場合。 ② 破産手続開始の申立てを行い、又は銀行取引停止を受けている場合等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。
2 工事成績	(1) 発注工事における瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領による評定点（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満であるときは指名しないこと。
	(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること。
	(3) しゅん功した工事の工事成績が60点未満の場合及び60点以上65点未満の成績が2回連続した場合は、工事

	成績通知日から1月間は指名しないこと。(ただし、同一工事の工事成績を対象として重複した措置はとらないものとする。)
3 過去の実績評価	過去の契約において成果品がそのまま施工等に活用できたか、また、追加の業務を発注する必要性が生じたか等を勘案し、過去の成績が特に優秀な者については、その実績を十分尊重するものとする。
4 契約状況及び手持りの状況	市と既に契約している発注業務等の件数及び金額の状況などを勘案し、発注業務等の施行及び契約の適正な履行を妨げるおそれがないこと。
5 技術者の状況	<p>(1) 発注予定工事種別に応じて、その工事を施工するに足りる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。）が確保できると認められること。</p> <p>(2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。</p> <p>(3) 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者で選任期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた建設業法所定の講習を受講した者に限る。</p> <p>(4) 契約業務（建築関係建設コンサルタント業務を除く。）に必要な管理技術者、照査技術者又は主任技術者が配置できない場合は、指名しないものとする。</p>
6 その工事に対する地理的条件	建設業法上の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地、その地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じてその工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか等を総合的に判断すること。
7 その工事の施工についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。</p> <p>(1) その工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等その工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(3) その工事と同種の工事について直前2年間において岡</p>

	<p>山県内公共工事の元請施工実績があること。(特殊な技術を要する工事は除く)。</p> <p>(4) 完成工事高のうち、下請に出した比率が極端に高い場合は、慎重に技術適性を判断すること。</p> <p>(5) 発注工事の額が1億円以上の場合は原則として特定建設業の許可を受けている建設業者とすること。</p>
8 業務の難易度(技術的適性)	<p>契約業務が適正に遂行されるために、業務の難易度に応じて、必要な専門的知識、経験及びそれらの応用能力を有する技術者が名義貸し等もなく適正に確保されていること。</p>
9 当該業務の遂行についての経験(類似業務の実績)	<p>(1) 契約業務が特殊な技術的能力及び機械を必要とする場合には、これらの保有状況等を勘案し、業務を遂行する能力を有していること。</p> <p>(2) 直前2年間に契約業務と同種かつ同等規模以上の業務について国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者と契約を締結し、当該契約を誠実に履行していること。</p>
10 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止等期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 発注工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。</p> <p>(4) 発注工事において過去2年間に労働災害を発生させたことがある業者を指名する際には、安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。</p>
11 労働管理の状況	<p>(1) 賃金不払に関する関係機関等からの通報が市長に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事において建設業退職金共済組合の証紙の購入又は貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。</p> <p>(3) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
12 地域貢献	<p>地域内における防災・応急復旧活動等について誠実に対応</p>

	しているかどうかを考慮すること。
13 地場産業の振興	(1) 地場産業の発展、市内業者の育成の観点から市内に所在する本店、支店又は営業所等の有無を考慮すること。
	(2) 本店、支店又は営業所の所在地、従来からの契約実績等から、その地域の特性に精通し、発注業務等の遂行能力を有すると認められること。